

くらし

市営住宅補充入居者を募集

- ▶ **入居予定日** 3月1日(水)
- ▶ **募集対象住戸** 既存団地の空家
※詳細は募集案内書をご覧ください。
- **募集案内書の配布**
 - ▶ **期間** 1月10日(火)～20日(金)
※土・日、祝日を除く。
 - ▶ **時間** 午前9時～午後5時
 - ▶ **場所** 市営住宅管理センター(市庁舎9階)、区役所、総合出張所、出張所

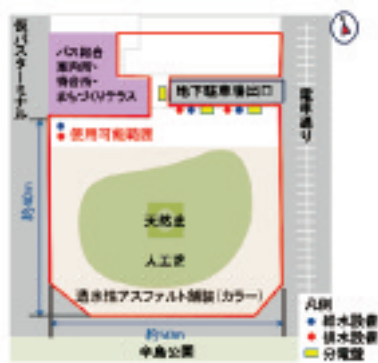
- **申込み受付**
 - ▶ **期間** 1月15日(日)～21日(土)
 - ▶ **時間** 午前9時～午後5時
 - ▶ **場所** 市役所別館自転車駐車場8階会議室
 - ▶ **持参物** みとめ印(スタンプ印・拇印不可)、申込者全員の収入がわかる書類

- **抽選会**
 - ▶ **抽選日** 1月30日(月)
 - ▶ **場所** 市役所別館自転車駐車場8階会議室

- **問い合わせ**
平日:中央区・北区・西区の市営住宅は(☎327-5101)、東・南区の市営住宅は(☎311-7833)へ
※1月15日(日)、21日(土)は市役所代表電話(☎328-2111)へ。
(住宅課 ☎328-2461)

各種イベントに (仮称)花畑広場を使ってみませんか

- 市民の皆さんが実際に広場を使うことで、中心市街地に賑わいが生まれます。使用の際に広場に必要情報を集め、将来の整備に反映させます。
- ▶ **場所** 中央区花畑町(旧産業文化会館跡地)
 - ▶ **使用可能時間** 午前9時～午後9時
 - ▶ **使用可能期間** 連続7日間まで
 - ▶ **費用** 全面 1日あたり約8万円(減免規定有)
詳しくは、(仮称)花畑広場ホームページ(<http://wakuwaku-kumamoto.com/hanabata/>)または都心活性推進課(☎328-2537)へ。



空地・空き家の火災を予防しよう

空地や空き家は、一旦火災が発生すると発見が遅れ周囲に延焼する恐れが高く、より一層の注意が必要です。熊本地震で被災し、現にお住まいでない家屋をお持ちの皆さんも同様に注意が必要です。

本市の火災原因の上位は、「放火」「たき火」「たばこ」です。放火、たばこの投捨てなどによる空地・空き家の火災を未然に防ぐため、次の項目に注意しましょう。

- 空き地の枯れ草は刈り取り、燃焼の恐れのある物件を除去しましょう。
- 木屑、紙屑などの燃えやすいものは、置かない(放置しない)にしましょう
- 空き家などは、外部からみだりに侵入できないよう施錠しましょう。
- ガスや電気は確実に遮断し、危険物(灯油など)は置かないようにしましょう。
- 地域ぐるみ、町ぐるみで放火防止に取り組みましょう。
適正な管理に努め、火災予防を心掛けましょう。

(予防課 ☎363-0263)

幸田公民館などは休館します

電気工事に伴う停電により休館します。

- ▶ **期日** 1月8日(日)、9日(祝)、15日(日)
2月4日(土)、5日(日)、19日(日)
- ▶ **場所** 幸田公民館・児童館・図書室
※電話不通・貸館予約不可。
(幸田公民館 ☎379-0211)

市営墓地を貸し付けます

- ▶ **募集墓地名** 桃尾墓園(東区戸島町)
- ▶ **募集数・使用料**

種別	募集数	永代使用料
一般墓地(5m ²)	100	60万円
芝生墓地	50	60万円

- ▶ **対象** 市内に住む、許可日から3年以内に墓碑建立できる方
- ▶ **受付期間** 1月10日(火)～20日(金)(土・日を除く)
- ▶ **受付時間** 午前8時半～午後5時15分まで
- ▶ **受付場所** 健康福祉政策課(市庁舎10階)、区役所福祉課、総合出張所
- ▶ **募集要項配布場所**
1月10日(火)から上記受付場所、出張所、墓地管理事務所で配布
(健康福祉政策課 ☎328-2340)

人づくり基金 平成29年度前期援助申込者募集

さまざまな分野で活躍する人材を育成するために、研修費用などを援助します。

援助内容	援助限度額
海外研修	100万円(旅費の一部を加算)
国内研修	
その他	50万円
褒賞	30万円

※4月～9月までに開始する研修など
※援助対象者および援助金額は、人づくり基金選定委員会の審査を経て決定します。

- ▶ **対象** 市内に住所を有する方・市内に本拠地または事務所がある団体(専門分野での一定の活動実績があり、将来、後進の指導育成を行う人材となると認められること)
- ▶ **申込み** 2月15日までに申込書を持参で文化振興課(市庁舎8階)へ
※事前に窓口か電話でご相談ください。申込書は、事前相談後に配布します。

寄附を随時募集しています

今後も多くの方に援助を続け、創造性豊かな人材を育成するため、支援をお願いします。詳しくは、文化振興課(☎328-2039)へ。

税

1月は市県民税第4期の納期です

震災の影響などにより、納期内の納付が困難な方は、区役所税務課(中央区は納税課)へご相談ください。

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。

希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申込みください。

(納税課 ☎328-2204)

家屋を取り壊したらご連絡を

1月1日以前に家屋を取り壊した場合は、届出をしないと固定資産税がかかることがあります(熊本地震の被災に伴う解体を含む)。早めに区役所税務課へご連絡ください。

(課税管理課 ☎328-2195)

くらしの中の人権 38

ハンセン病元患者に関する問題

「らい予防法」が廃止され、20年が経過しました。

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立した治癒する病気です。

治療薬が開発された後は、ハンセン病患者を隔離する必要はありませんでした。それにもかかわらず、国の長年にわたる強制隔離により、多くのハンセン病元患者が人権上の制限や差別等を受けました。

ハンセン病元患者、その家族に対する偏見や差別といった人権侵害の多くは、誤った医学的知識や思い込みから生じています。

本市では、ハンセン病に対する正しい認識と理解を深めるため、ヒューマンライツシアター「あん」(18ページ)を開催します。

このような機会を活用して、ハンセン病に対する正しい理解を深めましょう。

(人権推進総室 ☎328-2333)



マイナンバー通知カードは 受取りましたか?

平成27年11月～平成28年3月に市内全世帯に郵送したマイナンバー通知カードは、受取られずに本市に返戻されたものが約16,500世帯分あります。

現在は本市で保管していますが、平成29年3月末で廃棄します。

まだ受け取っていない方は、早めに受け取りをお願いします。

- ▶ **受取場所** 熊本市マイナンバーセンター(市庁舎1階)
- ▶ **持参物** 本人確認書類(顔写真付きでない場合は2点)
※代理受取は別途書類が必要です。

個人情報保護により、通知カードの返戻状況を電話で回答することはできません。本人確認書類をお持ちのうえ、市庁舎1階熊本市マイナンバーセンター(☎328-2068)にお越しください。

